

医療費の助成制度のお知らせ

次の医療費助成制度に該当する方は、市役所または各支所で受給者証の交付申請をしてください。
医療費の一部を助成します。

(すでに受給者証をお持ちの方は除きます)

助成制度の種類	助成が受けられる要件	負担内容	手続きに必要なもの
重度心身障害者 医療費助成制度	①市内に住居登録のある方 ②次のいずれかの障がいをお持ちの方 ●1級、2級または3級の内部障がい (心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、 直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルス による免疫の機能障がいのみ)の身 体障害者手帳をお持ちの方 ●知的障がいがあり、A判定の療養手 帳をお持ちかIQが50以下と判定 (診断)された方 ●精神障害者保健福祉手帳の交付を受 けており、障害等級の1級に該当す る方 ③主たる生計維持者の方の所得が制限 額以内であること ※上記①②③のすべての要件を満たし ている方。	●一般世帯 1割負担 通院 月額上限 12,000円 入院 月額上限 44,400円 ●3歳未満および住民税非課税世帯 初診時に一部負担金 (医科580円、歯科510円、柔整・ 鍼灸270円) ※精神障がい者は入院を除く医療費 のみ助成。	●加入している健康保険証また は後期高齢者医療受給者証 ●障がいの程度が確認できる手 帳または判定(診断)書 ●主たる生計維持者の方の所得 証明書(公簿で確認できる場 合には不要) ●印鑑
ひとり親家庭等 医療費助成制度	①市内に住居登録のある方 ②家庭の状況が次に該当する方 ●母、父親…ひとり親家庭などの親で 満20歳未満の児童を扶養または看護 されている方 ●児童…上記に該当する親に扶養また は看護されている満20歳未満の児童、 両親の死亡や行方不明などにより他 の家庭において扶養されている満20 歳未満の児童 ③主たる生計維持者の方の所得が制限 以内であること ※上記①②③のすべての要件を満た している方。	●一般世帯 1割負担 通院 月額上限 12,000円 入院 月額上限 44,400円 ●3歳未満および住民税非課税世帯 初診時に一部負担金 (医科580円、歯科510円、 柔整・鍼灸 270円) ※親は入院および指定訪問看護に かかる医療費のみ助成。	●加入している健康保険証 ●主たる生計維持者の方の所得 証明書(公簿で確認できる場 合には不要) ●印鑑
乳幼児等 医療費助成制度	①市内に住居登録のある中学校就学前 の12歳以下の方 ②主たる生計維持者の方の所得が制限 以内であること ※上記①②のすべての要件を満たして いる乳幼児および児童。	●一般世帯 1割負担 通院 月額上限 12,000円 入院 月額上限 44,400円 ●3歳未満および住民税非課税世帯 初診時に一部負担金 (医科580円、歯科510円) ※小学校就学前の乳幼児は入院およ び通院などにかかる医療費のみ助 成。 ※小学校就学中の児童は入院および 指定訪問看護にかかる医療費のみ 助成。	●加入している健康保険証 ●主たる生計維持者の方の所得 証明書(公簿で確認できる場 合には不要) ●印鑑

受給者証をお持ちの方は入院の際、ご注意ください。

①入院する際は、加入している健康保険より『限度額適用認定証』の交付を受けるようにし、保険
証・医療費助成受給者証と一緒に病院会計窓口へ提出してください。

②退院した後、加入している健康保険より『高額療養費』の支給があった際は、必ず市役所の担当
へ届け出をしてください。

※詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 国保・年金グループ (☎85 2 1 3 7)